

航空従事者養成施設指定申請・審査要領の一部改正について

平成21年3月
航空局技術部乗員課

1. 背景

航空輸送の安全性確保のためのルールである「航空安全基準」（航空機の運航・整備に関する許認可等に係る技術上の安全基準）については、航空輸送サービスの競争力向上等国民と事業者のニーズへの的確な対応を図るため、学識経験者からなる「航空安全基準検討委員会」において総合的な評価・分析を実施し、その見直しに係る基本的な方針を「航空安全基準アップデートプログラム」（平成20年3月）として公表したところです。

この中で、いわゆる「団塊の世代」等の大量退職や機材の小型化に伴う運航頻度の増加等を見据え、我が国航空会社における運航乗務員の確保・育成等を推進するため、航空法の規定に基づく指定航空従事者養成施設において、シミュレーターによる技能審査のみを行うことができる技能審査員※として、航空身体検査基準に適合しない者等を指名することができる仕組みを新設することとされています。

本件は、上記の内容を踏まえ、航空従事者養成施設指定申請・審査要領（平成12年10月11日付け空乗第1197号）を改正しようとするものです。

※技能審査員とは、指定航空従事者養成施設において学科又は実技についての技能審査に従事する者をいう。

2. 改正の概要

指定航空従事者養成施設において、技能審査員の一部を限定技能審査員（シミュレーターによる技能審査に限定した技能審査を行う者）に替えることができるとしている。なお、限定技能審査員については、技能審査の適切な実施に必要な次の措置を講じた上で、航空身体検査基準に適合しない者等を指名できることとする。

- ①限定技能審査員として技能審査を行うことが認められた型式の飛行機による路線慣熟を6カ月毎に少なくとも1区間実施すること。
- ②限定技能審査員の認定期間（2年）の中間時点において、技能審査を行うことが認められた型式の飛行機に関する技能審査の実施状況等について、技能審査員（限定技能審査員以外の者）からの講評を受けること。
- ③限定技能審査員については、認定の更新における認定試験の一部免除は行わない。

3. スケジュール

平成21年4月（予定）